

コンサルティングサービス 利用申込書兼同意書

令和 年 月 日

大阪シティ信用金庫 御中

住 所
企業名
代表者

印

当社は、以下に規定される「コンサルティングサービス」の目的および内容を理解のうえ、これに同意し、その利用を申し込みます。

- 目的及び内容
大阪シティ信用金庫（以下「シティ信金」という）における「コンサルティングサービス」（以下「本サービス」という）とは、当社が国等の補助金交付申請をするための事業計画作成に必要なアドバイス、申請支援をシティ信金が行うことをいう。
- 範囲
本サービスの範囲は、事業計画書の作成、申請支援から採択結果通知までとし、以降の業務は含まない。
- 報酬および支払時期
 - 当社は、採択結果通知にて採択された場合、本サービスへの対価として国等の補助金申請額の5%（税別）を報酬としてシティ信金に支払う。
 - 当社は、採択結果通知にて採択されなかった場合、報酬は支払わない。
 - 当社は、採択結果通知の受領後、すみやかに採択結果通知書の写しをシティ信金に送付する。
 - シティ信金は、採択結果通知書の写し受領後、すみやかに第1項に定める報酬の請求書および支払い方法を通知する。
 - 当社は、前項の請求書受領後、すみやかに支払う。
- 秘密保持
本サービスに関し、書面、口頭、電子的記録、物品他その形態および方法の如何を問わず、本件のために取引先より開示された一切の情報を秘密として保持し、第三者に開示しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - 開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 開示された後、自らの責によらず公知となったもの
 - 開示された時点で、既に自ら保有していたもので、その旨を取引先に通知していたもの
 - 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの
- その他の事項
 - 本サービスにおいて、シティ信金が国等の補助金等の採択を保証するものではない。
 - 国等の補助金の採択結果通知以降は申請企業である当社が自己の責任において対応する。
 - 本サービスにおいて、当社と国や事業実施事務局等との間で紛議が発生した場合は、当社の責任において処理し、シティ信金は損害賠償義務を含む一切の責任を負わない。
 - 申込が個人の場合は、本申込書兼同意書に記載の「当社」を「私」、「申請企業」を「申請者」と読み替えるものとする。
 - 本サービスに関し、当金庫の子会社である㈱大阪シティソリューションにおいて業務を委託する場合がある。

以上

【信用金庫使用欄】

営業店				
支店名	(店番)	顧客番号	担当者	支店長



企業支援部	
担当者	役席